

広島県告示第八百三十六号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和六年十二月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 久津地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線、基点六から基点七を水際線で結んだ線、基点七から基点八を結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市幸崎町の国土地理院四等三角点「鳥羽」（北緯三四度二〇分二三秒六四二五、東経一三三度〇一分一二秒三六九〇、標高二二七・九六メートル）

基点一 基準点から一六〇度三五分二九秒の方向一、〇二八・八二メートルの点

基点二 基点一から一七四度二八分〇七秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二六一度〇七分一六秒の方向三八一・七九メートルの点

基点四 基点三から三三三度一七分一五秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点五 基準点から一七四度一二分五五秒の方向九九〇・一七メートルの点

基点六 基点五から八七度五五分一九秒の方向一一・〇九メートルの点

基点七 基準点から一六四度三五分〇二秒の方向九九四・七六メートルの点

基点八 基点七から九〇度四六分二二秒の方向九・〇八メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年九月二日

2 須波地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五から基点六を水際線で結んだ線、基点六から基点七を結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市須波西町の国土地理院四等三角点「惣田」（北緯三四度二一分一五秒六八六四、東経一三三度〇四分二〇秒八六二二、標高二六七・七四メートル）

基点一 基準点から六二度一五分四〇秒の方向一、〇六六・一一メートルの点

- 基点二 基点一から一〇三度三二分三〇秒の方向一〇〇・〇〇メートルの点
- 基点三 基点二から一八三度四七分三九秒の方向二五六・四六メートルの点
- 基点四 基点三から二〇三度四七分二五秒の方向一六八・八五メートルの点
- 基点五 基点四から二一二度二六分三六秒の方向六三・六六メートルの点
- 基点六 基準点から七九度一〇分四六秒の方向一、〇〇五・七一メートルの点
- 基点七 基点六から二二度一二分五九秒の方向三・七〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年九月二日